

茨木市告示第 214 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき新設の届出があったので、同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり告示し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置するものがその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第 8 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 大阪府食品流通センター
所在地 茨木市宮島一丁目 1 2 5 2 - 1 2、1 2 5 2 - 4 0、
1 2 5 2 - 7 4、1 2 5 2 - 9 4
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の住所及び名称並びに代表者の氏名
茨木市宮島一丁目 2 番 1 号
株式会社大阪府食品流通センター 代表取締役社長 金森 哲朗
- (3) 大規模小売店舗の新設をする日
令和 3 年 4 月 1 日
- (4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3, 6 0 7 平方メートル
- (5) 駐車場の収容台数
1 5 0 台
- (6) 駐輪場の収容台数
1 1 1 台
- (7) 荷さばき施設の面積
3, 9 7 2. 5 平方メートル
- (8) 廃棄物等の保管施設の容量
1 4 4 立方メートル
- (9) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 0 時 0 0 分
閉店時刻 2 4 時 0 0 分（2 4 時間）
- (1 0) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
0 時 0 0 分から 2 4 時 0 0 分まで（2 4 時間）
- (1 1) 駐車場の自動車の出入口の数
2 箇所
- (1 2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
0 時 0 0 分から 2 4 時 0 0 分まで（2 4 時間）

- 2 届出年月日
令和2年6月26日

- 3 縦覧の期間及び場所
 - (1) 縦覧の期間 令和2年7月6日から令和2年11月6日まで
 - (2) 縦覧の場所 茨木市駅前三丁目8番13号
茨木市産業環境部商工労政課 本館7階

- 4 意見書の提出先 〒567-8505
茨木市駅前三丁目8番13号
茨木市産業環境部商工労政課

令和2年7月6日

茨木市長 福岡洋一